

学校及び救護施設指定取扱規則の一部改正（三重支店及び飯田支店の業務執行体制の見直しに伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第4条 学校の代表者は、第2条第1項第1号ただし書又は第2号から第5号までに規定する指定学校として指定を受けようとする場合は、学校指定申請書類を、学校所在地もより駅を所管する鉄道事業本部長（直轄所管区域に係るものに限る。）、静岡支社長、<u>関西支社長</u>又は<u>三重支店長</u>（以下「支社長等」という。）に提出するものとする。この場合、分校にあっては、本校とは別個の学校として申請するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第4条 学校の代表者は、第2条第1項第1号ただし書又は第2号から第5号までに規定する指定学校として指定を受けようとする場合は、学校指定申請書類を、学校所在地もより駅を所管する鉄道事業本部長（直轄所管区域に係るものに限る。）、静岡支社長 <u>又は</u> 関西支社長（以下「支社長等」という。）に提出するものとする。この場合、分校にあっては、本校とは別個の学校として申請するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、平成26年7月1日から施行する。